

ケース診断会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）（以下「法」という。）に基づき、ケースの検討を行い、援助方針を決定し、生活保護行政の適正な執行を図ることを目的としたケース診断会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(付議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げるケースを検討する。

- (1) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号）又はその他の生活保護関係通知により、会議の活用、組織的検討等が明記されているケース
 - ア 法第24条第3項（保護の開始）、第25条第1項（職権による保護の開始）に該当するケース
 - イ 保護の停廃止について疑義が生じるケース
 - ウ 法第27条（指導及び指示）に該当するケース
 - エ 法第63条（費用返還義務）の一部返還免除に該当するケース
 - オ 課税調査による発見を起因とした法第63条（費用返還義務）に該当するケース
 - カ 法第78条（費用等の徴収）に該当するケース
 - キ 暴力団員への保護の適用の可否判断を要するケース
 - ク 自動車、土地、家屋の保有の可否判断を要するケース
- (2) 保有している保険の保有の可否判断を要するケース
- (3) その他特別な事情があり検討を要するケース

2 前項第1号アのうち、次に掲げる簡易なケースは会議に付議しないことができるものとする。

- (1) 他実施機関からの移管
- (2) 世帯員の増
- (3) 高齢者世帯
- (4) 現在地世帯
- (5) その他査察指導員が簡易なケースであると認めるもの

3 第1項第2号のうち、別紙に記載する事案については会議に付議しないことができるものとする。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 課長、主幹、課長補佐、査察指導員
- (2) 付議するケースを担当するケースワーカー
- (3) 前条第1項第1号に該当するケースを付議する場合には、新規調査を担当するケースワーカー
- (4) その他課長が必要と認めた者

(進行及び議事)

第4条 会議の進行及び議事は、次のとおりとする。

- (1) 議事の進行及び議事録の記載は査察指導員が行う。
- (2) 年度の最初の会議の進行は保護第1系の査察指導員が行うものとし、順次、次の番号の系の査察指導員を進行役とする。
- (3) 議事録の記載は次回の会議の進行役が行うものとする。

(運営)

第5条 会議の運営は、原則として次の順序で行う。

- (1) 付議したケースワーカーによるケースの説明
- (2) 全体討議
- (3) 援助方針等の決定

(開催)

第6条 会議は原則として毎週水曜日に開催する。ただし、緊急を要する場合は、随時開催することができる。

(資料の提出)

第7条 会議に付すべきケースがあるケースワーカーは、診断会議論点兼議事録
に
関係資料を添えて、会議の開催前に議事を進行する査察指導員に提出しな
ければならない。

(供覧)

第8条 議事録の記載を行った査察指導員は、会議終了後速やかに議事録の供覧
を行うものとする。

(決裁)

第9条 会議に付議したケースワーカーは、会議終了後速やかに、会議で決定さ
れた事項について船橋市福祉事務所事務決裁規定(平成26年船橋市訓令第1
6号)の定めるところにより決裁を受けなければならない。

(執行)

第10条 ケースワーカーは、会議で決定された援助方針等を速やかに執行し、
査察指導員はその進行管理を行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月14日から施行する。

ケース診断会議運営要領

1. 第2条第3項の事案

ア 都道府県民共済の保有容認

(保険料が医療扶助を除く最低生活費の1割以下の場合のみ)

イ UR賃貸住宅の火災保険の保有容認